



～給与の基礎知識・給与支給明細書の見方～

給与支給明細書の見方がわからないという声にお応えしてご説明します！

給与支給明細書 (令和 年 月分) 例月 所属 学校名 職員番号

給料表 ①	級 ②	号給 ③	調整数 ④	調整額 ⑤	教職調整額 ⑥	地域手当 ⑦	扶養手当 ⑧	管理職手当 ⑨	初任給調整手当 ⑩	通勤手当(非課税) ⑪	通勤手当(課税) ⑫						
住居手当 ⑬	単身赴任手当 ⑭	特地・へき地手当 ⑮	準特地・準へき地手当 ⑯	農普手当 ⑰	産業教育手当 ⑱	定通教育手当 ⑲	教員特別手当 ⑳	日額特別手当 ㉑	時間外手当100/100 ㉒	時間外手当125/100 ㉓	時間外手当150/100 ㉔	時間外手当135/100 ㉕	時間外手当160/100 ㉖	時間外手当25/100 ㉗	休日勤務手当 ㉘	夜間勤務手当 ㉙	宿日直手当(非課税) ㉚
宿日直手当(課税) ㉛	管理職員特別勤務手当 ㉜	期間率 ㉝	期末手当 ㉞	期間率 ㉟	勤勉手当 ㊱	時間外60超 50/100 ㊲	時間外60超 150/100 ㊳	時間外60超 175/100 ㊴	支給総額 ㊵								
						雇用保険											
共済短期掛金/健保 ㊶	共済介護掛金 ㊷	共済長期掛金/厚年 ㊸	共済長期掛金退職 ㊹	課税対象額 ㊺	所得税 ㊻	住民税 ㊼	互助会掛金 ㊽	退職互助会掛金 ㊾									
公舎使用料 ㊿	共済償還金 ①	財産形成貯蓄額 ②	控除計 ③	給与累計 ④	社会保険料累計 ⑤	所得税累計 ⑥	現支給額 ⑦										
互助会償還金 ⑧	共済貯金 ⑨	生命保険料 ⑩	物資購入 ⑪	組合費 ⑫	慶弔共済費 ⑬	福利厚生会費 ⑭	労金償還金 ⑮	親睦会費 ⑯									
給食費 ⑰	親睦会 ⑱	PTA会費 ⑲	学校生協 ㉑														
項目は学校で違います		口座変更 第 口座	その他控除計 ⑳	差引現金支給額 ㉑	第1口座振替額 ㉒	第2口座振替額 ㉓	第3口座振替額 ㉔	現金支給額 ㉕									

不明な点は、事務職員にお尋ね下さい

標準報酬月額 等級及び月額			決定年月日	適用年月日	標準期末手当等の額			決定年月日	適用年月日
短期/健康保険	長期厚年/厚生年金	長期退職			短期/健康保険	長期厚年/厚生年金	長期退職		
		㉖							

決定者: 公立学校共済組合山口県支部

番号	項目	内 容
1	給料表	63-教育職(二) 11-行政職 42-医療職
2	級、号給	現在の級、号給 (助教諭 1級、教諭・養護教諭・栄養教諭 2級、教頭 3級、校長 4級)
3	調整数 調整額	特別支援学級担当教育職員 調整基本額 × 1(調整数)
4	給料	給料表による給料 (退職手当、年金等の基礎となる)
5	教職調整額	教育職(二)の1級及び2級に属する者 給料月額 × (4/100)
6	地域手当	県内に在勤する職員 (給料月額+教職調整額+調整額+扶養手当+管理職手当) × 0.15%
7	扶養手当	配偶者 6,500円、子 10,000円、その他の扶養親族 6,500円 ※16歳の年度初めめから22歳の年度末までの子については、一人につき5,000円加算
8	管理職手当	(1)(2)以外のもの 校長 54,000円、教頭43,000円 (2)規模の大きい学校 校長 65,000円、教頭53,000円 ・(2)のうち指導的役割を果たしている学校 又は特に規模の大きい学校 校長76,000円
9	通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員 交通機関利用者70,000円まで全額(上限以降分1/2加算) 交通用具使用者は距離に応じて2,000円～54,500円(98km～) 有料道路利用者は交通用具の手当額に運賃相当額(区間料金の21回分を加算)
10	住居手当	・12,000円まで支給なし ・12,001円～23,000円 家賃月額-12,000円 ・23,001円～55,000円 [(家賃月額-23,000円)×1/2]+11,000円 ・55,001円以上 27,000円(最高支給限度額) * 単身赴任手当受給者の配偶者等の居住する借家・借間に対し、現行手当額の1/2(百円未満切捨)を支給
11	単身赴任手当	異動に伴い住居を60km以上移転し、単身赴任した職員 23,000円 + 加算額 * 通勤時間が片道概ね1時間程度以上である場合も該当
12	特地・へき地手当	へき地校に勤務する職員 (給料+扶養手当) × 級別 *給料: 給料の調整額+教職調整額を含む * 1級 8% 2級 12% 3級 16% 4級 20%

高速道路については、ETC割引制度を適用する。

番号	項目	内 容																
13	準特地・へき地手当	へき地校に異動し、住居を移転した職員 3年間 (給料+扶養手当) × 4% * 特に認めるものは3年間延長できる。ただし6年目は2%																
14	教員特別手当	義務教育等教員特別手当 級、号給の別に応じた額																
15	日額特勤手当	○教員特殊業務手当 ○教育業務連絡指導手当 1日 200円 ・修学旅行等の宿泊を伴う引率 1日につき 5,100円 教務・生徒指導・学年・保健・研修(中学校のみ)主任 ・対外運動競技等への引率 1日につき 5,100円 ○多学年学級担当手当 1日 290円 ・週休日等の部活動指導(3時間以上) 1日につき 2,700円 複数学年で編成された学級を担当する教員 ・緊急業務 1日につき7,500円から16,000円																
16	時間外手当	学校事務職員、学校栄養職員 時間外手当単価 × 時間数																
17	期末手当 勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員 ()再任用 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末</th> <th>勤勉</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月30日</td> <td>1.2(0.675)</td> <td>1.0(0.475)</td> <td>2.2(1.15)</td> </tr> <tr> <td>12月10日</td> <td>1.2(0.675)</td> <td>1.0(0.475)</td> <td>2.2(1.15)</td> </tr> <tr> <td>年計</td> <td>2.4(1.35)</td> <td>2.0(0.95)</td> <td>4.4(2.3)</td> </tr> </tbody> </table> * 職務の級に応じて役職段階別加算あり		期末	勤勉	合計	6月30日	1.2(0.675)	1.0(0.475)	2.2(1.15)	12月10日	1.2(0.675)	1.0(0.475)	2.2(1.15)	年計	2.4(1.35)	2.0(0.95)	4.4(2.3)
	期末	勤勉	合計															
6月30日	1.2(0.675)	1.0(0.475)	2.2(1.15)															
12月10日	1.2(0.675)	1.0(0.475)	2.2(1.15)															
年計	2.4(1.35)	2.0(0.95)	4.4(2.3)															
18	支給総額	3～17の合計額																
19	共済短期掛金/健保	短期給付事業(医療保険) 46.60/1000 + 福祉事業(保険事業) 1.41/1000																
20	共済介護掛金	40歳以上65歳未満 標準報酬月額 × 8/1000																
21	共済長期掛金/厚年	標準報酬月額 × 91.50/1000 * 臨採の先生 準報酬月額 × 18.3/1000																
22	共済長期掛金退職	年金払いの退職給付掛金 7.50/1000																
23	課税対象額	13 支給総額 - (9 通勤手当(非課税) + 19 共済短期掛金 + 20 共済介護掛金 + 21・22共済長期掛金(厚年、退職))																
24	所得税	給与所得の源泉徴収税額票の月額表により、その月の課税対象額及び扶養親族等の数に応ずる税額を算出した額 → 国に納める税金																
25	住民税	前年の所得に対し、1月1日在住地の市町長が発行する「市民税・県民税特別徴収税額通知書」による額 → 地方公共団体に納める税金																
26	互助会掛金	給料月額 × 1/100 * 給料月額 = 4 給料 + 3 調整数 + 3 教職調整額																
27	退職互助会掛金	給料月額 × 3/1000 35歳以上対象																
28	共済償還金	共済貸付償還額																
29	財産形成貯蓄額	勤労者財産形成貯蓄として個人が契約した額																
30	控除計	19～22、24～29の合計額																
31	給与累計	1月分からの累計、年末調整の基礎となる																
32	社会保険料累計																	
33	所得税累計																	
34	現支給額	18 支給総額 - 30 控除計																
35	互助会償還金	互助会貸付償還額																
36	生命保険料	団体扱いの保険料、ジブラルタ生命・三井生命・富国生命等																
37	各学校の控除金 学校生協	給食費、親睦会費、PTA会費等 学校生協での物品購入代金 + 学校生協扱い保険料																
38	その他控除計	35 ~ 37の合計額																
39	差引現支給額	34 現支給額 - 38 その他控除計																
40	第1口座振替額 第2口座振替額 第3口座振替額	口座振替申出書による額																
41	現金支給額		39 差引現支給額 - 40 口座振替額															
42		標準報酬月額の記載																



よく聞く「税金の壁」とは？

* 学生と配偶者では壁の金額が異なります
 学生は、103万円以下
 配偶者は、106万円か130万円以下

103万円の壁
「税金の壁」
 ・所得税が発生
 ・住民税が発生

106万円の壁
「社会保険の壁」
 ・社会保険に加入の可能性

130万円の壁
「社会保険の壁」
 ・共済組合の被扶養者から外れる
 ・扶養親族から外れる(扶養手当0円)

＊年金制度の実施機関

種別	被保険者	実施期間
国民年金	第1号～第3号被保険者	日本年金機構
第1号厚生年金被保険者	民間会社員等 共済組合短期組合員	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の一般組合員	国家公務員共済組合 連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の一般組合員	公立学校共済組合 地方職員共済組合 警察共済組合 東京都職員共済組合 全国市町村職員共済 連合会等
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者 である厚生年金被保険者	日本私立学校振興・ 共済事業団

＊国民年金は20歳以上60歳未満のすべての者が加入する基礎的な年金制度。

＊厚生年金制度は70歳まで加入することができる。

＊共済組合短期組合員とは、臨時的任用職員・1年目のフルタイム会計年度任用職員・パートタイム会計年度任用職員が該当する。健康保険や福祉事業については共済組合、年金については第1号被保険者となる。

＊第2号厚生年金被保険者(国家公務員)と第3号厚生年金被保険者(地方公務員)の期間は全て通算され、最後に退職する共済組合より年金が支給される。

年金について

＊給付の種類

老齢給付

- 老齢厚生年金
- 老齢基礎年金

障害給付

- 障害厚生年金
- 障害基礎年金

遺族給付

- 遺族厚生年金
- 遺族基礎年金

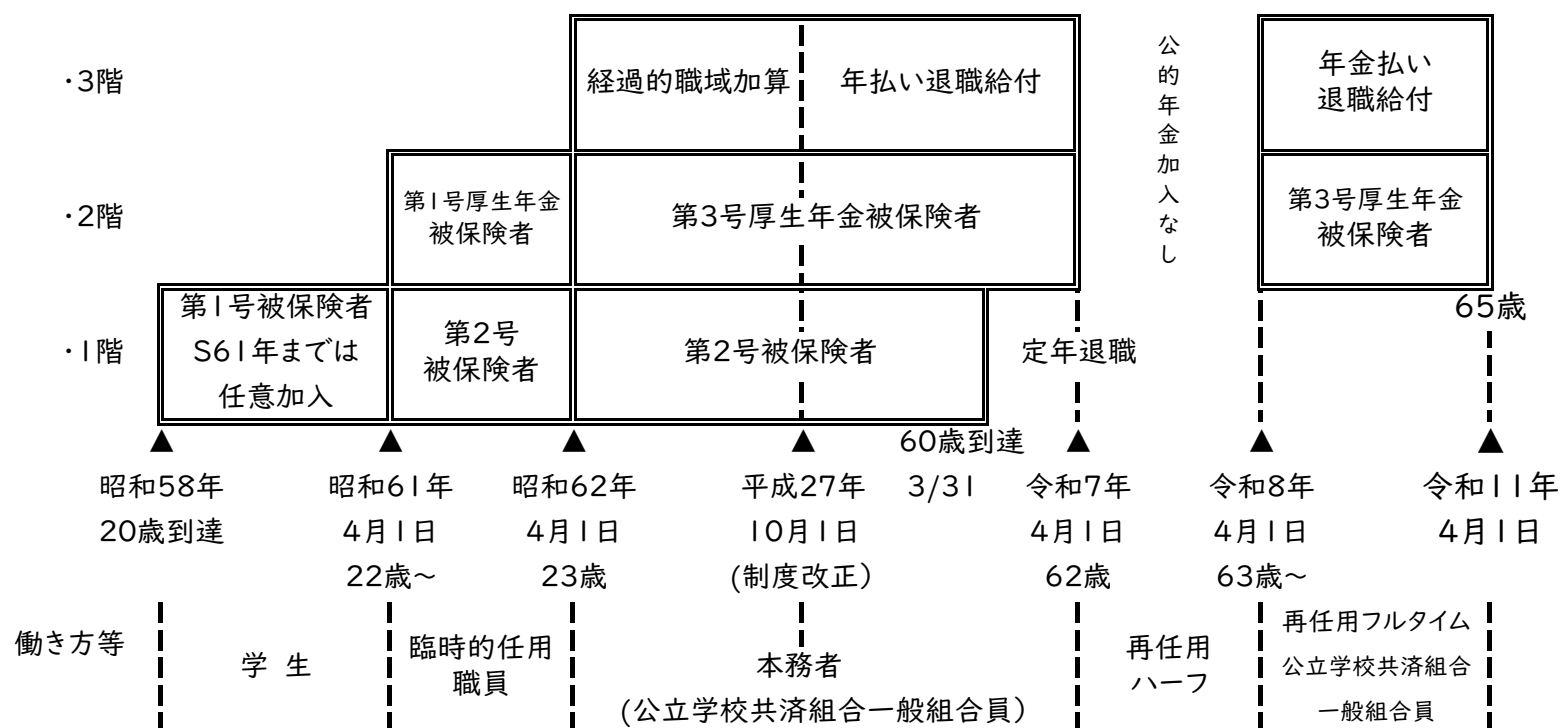
年金払い退職給付

- 退職年金
- 公務障害年金
- 公務遺族年金

働き方と年金制度



《昭和38年生まれの者(R5年度に60歳)の例》



◎一人1年金の原則 (併給調整)

年金の受給権者が、2つ以上の給付事由の異なる年金を受け取ることができる場合に、原則として1つの給付事由の年金については支給を停止する。

(例)

- 老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時に受給可能
- × 老齢厚生年金と障害厚生年金は同時に受給不可能

＊ただし、例外として同時に受給できる特例も存在する。